

## 短期入所生活介護重要事項説明書

様

当施設はご契約者に対して、指定介護老人福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

### 1 施設運営法人

法人名 社会福祉法人 崇徳会  
 法人住所 埼玉県ふじみ野市大井621-1  
 電話番号 049-261-0700  
 代表者氏名 野溝 守  
 設立年月日 平成5年8月1日

### 2 マザーアース ショートステイの概要

(1) 提供できるサービスの種類 短期入所介護サービス及び付随するサービス

(2) 施設の名称及び所在地等

施設名称	マザーアース ショートステイ
所在地	埼玉県ふじみ野市大井621-1
介護保険指定番号	短期入所生活介護 埼玉県1172400358

(3) 施設の職員体制

		常勤	非常勤	業務内容	計
管理者		1名		サービス管理全般	1名
医師		名	2名	診療、健康管理等	2名
生活相談員		2名	名	生活上の相談等	3名
管理栄養士		1名	名	栄養管理等	1名
機能訓練指導員		1名	名	リハビリテーション・機能回復訓練等	1名
介護支援専門員		2名	名	サービス計画の立案・管理等	3名
事務職員		4名	2名	一般事務・料金請求等	6名
看護・介護職員	看護師	3名	名	医療、健康管理業務等	3名
	准看護師	1名	名		1名
	介護福祉士	14名	名	日常介護業務等	14名
	1～2級修了者	7名	8名		15名
	その他	2名	1名		3名

(4) 施設の設備の概要

定員		14名	静養室	室	
居室	ユニット型	個室	室	医務室	
		準個室	室	食堂	
	従来型	4人部屋	3室	機能訓練室	室
		2人部屋	1室	談話室	室
		準個室	室		
		その他	人部屋	室	
浴室		一般浴槽と特殊浴槽があります。			

3 サービス内容

①食 事…朝食 8:00～

昼食 12:00～

夕食 17:30～

以上の他、おやつ、湯茶等のサービスがあります。

原則、食堂にておとりいただきます。

②入 浴…週に最低2回入浴していただけます。ただし、利用者の状態に応じ、

入浴介助、特別浴または清拭となる場合があります。

③介 護…ご希望や状態に応じ、適切な介護サービスを提供します。

着替え介助、排泄介助、食事等の介助、おむつ交換、体位変換、シーツ交換  
施設内の移動の付き添い 等

④生活相談…常勤の生活相談員に、介護以外の日常生活に関することも含め相談できます。

⑤緊急時の対応

…利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

⑥安全管理…防災、避難訓練等設備を含め安全面に常時配慮しています。

⑦療養食の提供

…当施設では、通常メニューのほかに医療上必要な場合等のために療養食をご用意しております。詳しくは職員にお尋ねください。料金は別途かかります。

⑧所持品等の保管

…特別な事情がある所持品等についてはお預かりいたします。ただし、預けることのできる所持品等の種類や量等に制限があります。詳しくは、職員にお尋ねください。

⑨レクリエーション

…日々のクラブ活動のほか、種々の行事が行われます。

行事によっては、別途費用がかかるものもございます。詳しくは、その都度ご説明のうえご承諾いただきます。

⑩その他のサービス

ア 理美容サービス：当施設では、理美容サービスを実施しております。

料金は別途かかります。

イ その他のサービス：介護保険以外のサービス等については、その都度お申し出を受けご相談させていただきます。サービスの内容によっては別途料金がかかります。

○利用料金

お支払いいただく料金の単位は、下記のとおりです。

① 基本料金

[施設利用料等]

区 分	併設短期 多床室	
	単位	円
要支援1	451	476
要支援2	561	592
要介護1	603	637
要介護2	672	709
要介護3	745	786
要介護4	815	860
要介護5	884	933

● 加 算

- ・サービス提供体制強化加算（Ⅲ） 7円/日
- ・夜勤職員配置加算（Ⅰ） 14円/日
- ・介護職員処遇改善加算Ⅱ 当該月のショートステイに係った総単位数に22.4%を乗じた単位数を加算とさせていただきます。

注) サービス提供体制加算は、職員の勤務体制の配置によって変更される場合がありますので御了承下さい。

③ 食費・滞在費

(1日当たり/円)

	該当要件	資産要件	食費	滞在費
第1段階	・生活保護受給者		300円	0円
第1段階	・世帯全員が市民税非課税の方で、老齢福祉年金受給者	・預貯金等が1000万円以下の方(夫婦で2,000万円以下の方)	300円	0円
第2段階	・世帯全員が市民税非課税の方で、その他の合計所得金額と年金収入額の合計が80万円以下の方	・預貯金等が650万円以下の方(夫婦で1,650万円以下の方)	600円	430円
第3段階 ①	・世帯全員が市民税非課税の方で、その他の合計所得金額と年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方	・預貯金等が550万円以下の方(夫婦で1,550万円以下の方)	1,000円	430円
第3段階 ②	・世帯全員が市民税非課税の方で、その他の合計所得金額と年金収入額の合計が120万円を超える方	・預貯金等が500万円以下の方(夫婦で1,500万円以下の方)	1,300円	430円
第4段階	・本人が市民税非課税で世帯員に市民税課税者がいる方 ・本人が市民税課税の方 ・配偶者が市民税課税の方(世帯が分離している配偶者を含む)	・利用者負担段階に応じた上記資産要件を満たさない方	1,930円	915円

④ 送迎代…片道189円 ※送迎エリアは「ふじみ野市、三芳町、富士見市」

上記以外は要相談となります。

⑤ その他…行事参加費、理美容費等は、別途料金がかかります。

## ⑥ キャンセル料

利用開始日前に利用者のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

① 入所日の前日 17 時までにご連絡いただいた場合	無料
② 入所日の前日 17 時までにご連絡がなかった場合	1 日の利用料の 0 %

## ⑦ 利用中の中止

利用途中にサービスを中止して退所する場合、退所日までの日数をもとに計算します。

※以下の場合には、利用途中でもサービスを中止する場合があります。

- ・利用者が中途退所を希望した場合
- ・入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ・利用中に体調が悪くなった場合
- ・他の利用者の生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合

## 5 サービスの利用方法

### (1) サービスの利用申込み

まずは、お電話等でお申し込みください。

ご利用期間決定後、契約を締結いたします。ご利用の予約は、 月前からできます。

「居宅サービス計画」の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

### (2) サービス利用契約の終了

#### ① 利用者のご都合でサービス利用契約を終了する場合

実際に短期入所生活介護をご利用中でなければ、文書でのお申し出により、いつでも解約できます。この場合、その後の予約は無効となります。

#### ② 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了し、予約は無効となります。

- ・利用者が他の介護保険施設に入所した場合・・・入所日の翌日
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合・・・非該当となった日
- ・利用者がお亡くなりになった場合・・・死亡日の翌日

#### ③ その他

- ・利用者が、サービス利用料金の支払いを 15 日以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、15 日以内に支払わない場合、または利用者やご家族などが当施設や当施設の職員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を

行った場合、または、やむを得ない事情により施設を閉鎖または縮小する場合は 30 日前までに文書で通知することにより、サービス利用契約を終了させていただくことができます。

なお、この場合、契約終了後の予約は無効となります。

- ・利用者のやむを得ない事由により契約終了後の施設利用があったときは実費を請求します

- 6 当施設のサービスの特徴等  
別添の資料をご覧ください。

- 7 緊急時の連絡先

緊急連絡先①	契約書別紙 1 の緊急連絡先①と同じ	
氏名		
住所		
電話番号		
続柄		
緊急連絡先②	契約書別紙 1 の緊急連絡先②と同じ	
氏名		
住所		
電話番号		
続柄		

- 8 事故発生時の対応

事故が発生した場合には、応急処置および緊急受診などの必要な処置を講ずるほか、家族の方に速やかに連絡いたします。また、状況に応じて市町村及び県へ速やかに報告いたします。

- 9 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等の恐れがある場合など、利用者本人又は、他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げること留意して、必要最小限の範囲で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また事業所として、身体拘束をなくしていく為の取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性・・・直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられる場合に限りです。
- (2) 非代替性・・・身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危

険が及ぶことを防止することができない場合に限りです。

(3) 一時性・・・利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなつた場合は、直ちに身体拘束を解きます。

#### 1 0 サービスの第三者評価の実施状況について

当事業所では、第三者評価は実施しておりません。

#### 1 1 その他

- ① この契約の履行等に関する相談や苦情につきましては、本施設生活相談員のほか、介護保険証を発行した市区町村、国民健康保険団体連合会の窓口でもお受けしています。